

畑作物产地形成促進事業のご案内

(予算額：135億円)

事業概要

需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる**低コスト生産等の取組を行う農業者の皆様**を支援します。

支援内容等

【対象者】

水田（水田活用の直接支払交付金の対象水田）において対象作物を生産する販売農家・集落営農

【対象作物・単価】

作物毎に定める低コスト生産等の取組面積に応じて、以下の単価で支援します。

対象作物 (令和8年産基幹作)	用 途	単 価
麦・大豆	加工向け又は新市場開拓用向け	4万円／10a
高収益作物（野菜・小豆等）	加工・業務用又は新市場開拓用向け	
子実用とうもろこし	—	

【主な要件・留意事項】



- ① 令和8年度産の基幹作が対象です。
- ② 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ③ 麦・大豆・高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ④ 本事業で支援を受けた水田の面積については、令和8年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦・大豆・飼料作物（子実用とうもろこし）：3.5万円/10a）の対象面積から除きます。
- ⑤ 本事業は、農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

低成本生産等の取組メニューについて（畑作物産地形成促進事業）

- 品目毎に、取組メニュー（排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）の中から必ず1つを含めて確実に実施する取組を3つ以上選択してください。
- 麦においては、3つ以上の取組メニューとは別に「赤カビ病の防除」を選択・実施してください。

▽ 麦

※⑧～⑪については、令和8度産の収穫後に行う場合も対象となります。



取組メニュー	取組内容・取組基準
(必須) 赤カビ病の防除	赤カビの防除の実施（3つの取組の対象外）
①融雪促進	融雪促進剤の散布
②新たに導入した品種に応じた施肥	新たに導入した品種に応じた施肥 ・当年産麦で新たに品種転換をすること ・転換した品種に応じて、都道府県等の栽培指針等に沿った施肥を行うこと
③難防除雑草対策 (薬剤のみによる防除を除く)	総合的防除といった薬剤以外の方法によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の難防除雑草の防除 ・難防除雑草である、ナズナ、スズメノカタビラ、ノミノフスマ、スズメノテッポウ、カズノコグザ、カラスノエンドウ、ヤエムグラ、ネズミムギ、カラスムギ、タデ類、シロザ、スギナ、コヌカグザ、ヨモギについて総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること (薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外)
④生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	生育予測システムの活用 ・生育予測システムを使用し、開花期・収穫期予測を行うこと
⑤効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施 ・ピンポイント施肥※1、追肥重点施肥※2のいずれかに取り組むこと ※1：一斉追肥と比較し施肥量を削減すること ※2：基肥施用量を減らし、開花期（茎立期）の追肥を増やすことで肥効の向上に取り組むこと
⑥新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑦新たに実施するスマート農業機器の活用	ローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑧土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は徐礫の実施 ・除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）
⑨畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 ・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること
⑩均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑪排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠 ・上記の排水対策のうち、土壤条件にあった対策に取り組むこと
⑫ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施（分施、局所施肥） ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑬ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと

▽ 大豆

大豆において、畑作物本作化促進メニューの「排水対策」として「心土破碎」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、これを除いた取組を**3つ以上**実施してください。



取組メニュー	取組内容・取組基準
①大豆300A技術	<p>研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 300A技術やそれに類する畝立て播種や狭畦密植栽培の生産性の向上につながる播種技術に取り組むこと
②難防除雑草対策 (薬剤のみによる防除を除く)	<p>総合的防除といった薬剤以外の方法による帰化アサガオ類やアレチウリ等の難防除雑草の防除</p> <ul style="list-style-type: none"> 難防除雑草である、帰化アサガオ類、アレチウリ、ヒロハフウリンホオズキ、カロライナツユクサ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ニシキアオイを総合的防除といった薬剤以外の方法により防除すること（薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外）
③土壤診断等を踏まえた土づくり (化学肥料のみの施肥を除く)	<p>土壤診断に基づく有機質資材や土壤改良資材の施用</p> <ul style="list-style-type: none"> pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壤診断又はセンシング機器を用いた生育診断の結果に基づいて、有機質資材、土壤改良資材の施用、又は緑肥作物を作付すること（化学肥料の併用も可能）
④新品種の導入	<p>単収の高位安定化等に資する新品種の作付</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度以降に育成された単収の高位安定化に資する品種を新たに作付すること
⑤効率的な施肥	<p>ピンポイント施肥の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 一斉追肥と比較し施肥量を削減すること
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレペラーやGPSレペラーを用いた均平作業
⑦摘心栽培	—
⑧畝間かん水	—
⑨化学肥料の使用量削減	<p>堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること
⑩化学農薬の使用量削減	<p>総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること
⑪排水対策（心土破碎、額縁明渠を除く）	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕
⑫新たに実施する農業機械の共同利用	<p>地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年度に新たに農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は当年度に新たに農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑬新たに実施するスマート農業機器の活用	<p>ドローンや収量コンバイン等の新規の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑭土層改良	<p>耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は徐礫の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）
⑮畦畔除去	<p>効率的な営農のための畦畔除去</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること
⑯ほ場由来の温室ガスの削減	<p>ほ場由来の一酸二炭素削減に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑰ほ場への炭素貯留	<p>ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと

▽ 高収益作物（野菜・果樹等）

高収益作物において、畑作物本作化促進メニューの「排水対策」として「心土破碎」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、これを除いた取組を **3つ以上** 実施してください。



取組メニュー	取組内容・取組基準
①生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入
②農薬によらない病害虫対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組 ・ LEDトラップ、フェロモントラップ、防虫ネット、誘蛾灯、光反射シート、紫外線カットフィルム、粘着板の設置や、病害虫抵抗性品種の利用や病害虫の発生源となる雑草の防除、病斑部の除去等の耕種的防除のうち、いずれかに取り組むこと
③農薬によらない土壤消毒	土壤還元消毒や熱水土壤消毒等の実施 ・ 土壤還元消毒、熱水土壤消毒、エタノール土壤還元消毒、湛水処理、クリーニングクロップの導入のうち、いずれかに取り組むこと
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや遮蔽物等の利用 ・ ドリフト低減ノズルやドリフト低減型防除機の利用、ネットや被覆資材の利用、飛散しにくい剤型の農薬の選択等、『農薬飛散対策技術マニュアル（消費・安全局植物防疫課）』に記載の取組を行うこと (参考) 農薬飛散対策技術マニュアル http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/pdf/all.pdf
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・ 化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 ・ 化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること
⑦新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付け ・ 輸出や加工・業務用に適する品種として都道府県等の普及指針等において推奨されている品種を新たに作付すること
⑧排水対策（心土破碎、額縁明渠を除く）	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕
⑨新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・ 当年度に新たに 農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は 当年度に新たに 農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑩新たに実施するスマート農業機器の活用	ドローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・ 当年度に新たに ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑪土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は徐礫の実施 ・ 除礫については農業機械を使用すること（人力除去は対象外）
⑫畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 ・ 交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること
⑬均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑭ほ場由来の温室ガスの削減	ほ場由来の一酸二炭素削減に向けた取組の実施 ・ 局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑮ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・ バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと

▽ 子実用とうもろこし

子実用とうもろこしにおいて、畑作物本作化促進メニューの「排水対策」として「心土破碎」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、**これを除いた取組を3つ以上**実施してください。



取組メニュー	取組内容・取組基準
①排水対策（心土破碎、額縁明渠を除く）	弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、 耕うん同時畝立て播種 ・上記の排水対策のうち、土壤条件にあった対策に取り組むこと
②均平作業（傾斜均平）	レーザーレペラーやGPSレペラーを用いた均平作業
③堆肥の利用	家畜排せつ物の堆肥の利用 ・畜産農家から供給される堆肥の利用
④農薬によらない病害虫対策	耕種的防除等の取組 ・病害虫抵抗性品種の利用、前作の作物残渣の撤去、病害虫の発生源となる雑草の除去等の耕種的防除のうち、いずれかに取り組むこと
⑤生物農薬の活用	有害生物の防除に生物農薬（BT剤）の活用
⑥難防除雑草対策	総合的防除といった薬剤以外の方法によるイチビ、アレチウリ、ワルナスピ、帰化アサガオ類等の難防除雑草の防除 (薬剤を組み合わせることも可とするが、薬剤のみによる防除は対象外)
⑦化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減 ・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること
⑧化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減 ・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること
⑨カビ毒の低減	カビ毒の原因となる病害虫の防除とカビ毒の検査の実施 ・病害虫の適切な防除（化学的防除・耕種的防除、乾燥・貯蔵カビ毒の検査を行うこと
⑩新たに実施する農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの新規の活用 ・ 当年度に新たに 農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は 当年度に新たに 農業機械のシェアリングサービスを活用すること
⑪新たに実施するスマート農業機器の活用	ローンや収量コンバイン等の新規の活用 ・当年度に新たにロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること
⑫土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は徐礫の実施
⑬畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去 ・交付対象水田に該当する範囲において、一時的に畦畔を除去すること
⑭ほ場由来の温室ガスの削減	ほ場由来の一酸二炭素削減に向けた取組の実施 ・局所施肥、分施、緩効性肥料の施用、のいずれかに取り組むこと
⑮ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施 ・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと
⑯新品種の導入	子実用とうもろこしに適した新品種の作付け ・都道府県、研究機関、種苗会社等において子実用とうもろこし向けに推奨されている品種を新たに作付すること

Q&A

Q 1 低コスト生産等の取組を行った根拠書類として、どのようなものが必要ですか？

→ 取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該取組に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）が必要です。また、これらの根拠書類で、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等が特定できることが必要です。

Q 2 低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？

→ 補正予算の成立日（**令和7年12月16日**）以降の**令和8年産（基幹作）**の取組が対象となります。

Q 3 農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？

→ **令和8年2月9日（月）までに**低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した取組計画書を提出していただきます。取組計画書は、各JA・水田協議会にあります。また、農林水産省及び東近江市ホームページから取組計画書様式をダウンロードできます。

提出先

- ① JAとの契約を含む申請 ⇒ 下記（お問合せ先）の各JA営農担当窓口
② JA以外との契約による申請 ⇒ 東近江市水田農業活性化協議会

※②の申請には、農業者と実需者の契約書又は計画書の写しが必要です。

【その他】

- ・本パンフレットは、支援対象となりうる農業者の皆様に**支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したもの**です。
(令和8年1月14日時点の農林水産省の資料を基に作成しています。)
- ・本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、**予算の範囲内**で支援対象となる地域農業再生協議会が決定される交付金です。

【お問合せ先】

JAグリーン近江	東近江中央営農振興センター	☎ 0748-22-6620
	南部配送センター	☎ 0748-27-1201
	東近江湖辺営農振興センター	☎ 0748-42-2133
	大中の湖営農振興センター	☎ 0748-46-3100
JA湖東		☎ 0749-45-1111
JA滋賀蒲生町		☎ 0748-55-1317
JA東能登川		☎ 0748-42-1345
東近江市水田農業活性化協議会		☎ 0748-56-1412